

開 催 日 令 和 6 年 7 月 2 5 日

開 催 地 岡 山 市

第 4 号議案

第 9 3 回 日本水道協会中国四国地方支部総会

会 員 提 出 問 題

公益社団法人日本水道協会
中国四国地方支部

目 次

(起債関係)

- 1 公的資金補償金免除繰上償還制度等の復活及び要件緩和について …… 1
(島根県支部)

(補助関係・繰出関係)

- 2 水道施設の耐震化等に対する財政支援について …… 2
(岡山県支部・香川県支部・愛媛県支部・徳島県支部・高知県支部)
- 3 水道事業の広域化に対する財政支援について …… 3
(島根県支部・香川県支部)
- 4 ダム改良事業に対する利水事業者への補助の創設について …… 4
(鳥取県支部・島根県支部・愛媛県支部)
- 5 簡易水道事業統合後の水道事業に対する財政支援について …… 5
(鳥取県支部・島根県支部)
- 6 水道事業における電気料金に係る財政支援について …… 6
(広島県支部・岡山県支部)
- 7 水道施設の更新・再構築事業に対する財政支援について …… 7
(岡山県支部・鳥取県支部)

(その他)

- 8 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について …… 8
(島根県支部)
- 9 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理等
について …… 9
(島根県支部)
- 10 管路施設の耐用年数の見直しについて …… 10
(島根県支部)
- 11 渇水により断水の可能性が高い事態における上水道水源の確保につ
いて …… 11
(山口県支部)

番号	提 出 問 題	備 考
1	<p data-bbox="300 342 1259 427"> 公的資金補償金免除繰上償還制度等の復活及び要件緩和について (島根県支部) </p> <p data-bbox="300 450 427 483">(理 由)</p> <p data-bbox="276 506 1235 645"> 人口減少社会を迎え、将来における水需要の減少と連動して水道料金収入も減少傾向で推移するものと推測される。一方で、水道施設の経年劣化による老朽化の問題が全国的に顕著化している。 </p> <p data-bbox="276 667 1235 752"> このような情勢の中、現在の給水サービスを維持していくためには、一層の経営効率化を図る必要がある。 </p> <p data-bbox="276 775 1235 860"> また、今後増加する施設の更新を計画的に実施するためには、企業債及び地方交付税制度の活用が必要不可欠である。 </p> <p data-bbox="276 882 1235 967"> よって、収益的費用における支払利息の割合が大きく、経営面での負担となっているため、次の事項を国に対して強く要望する。 </p> <p data-bbox="300 1034 1235 1120"> (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度を復活すること。 </p> <p data-bbox="300 1164 1235 1249"> (2) 制度の復活に当たっては、年利5%未満の企業債についても対象とするなど要件を緩和すること。 </p>	

番号	提 出 問 題	備 考
2	<p>水道施設の耐震化等に対する財政支援について (岡山県支部・香川県支部・愛媛県支部・徳島県支部・高知県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>我が国の水道は、日常生活や都市活動に欠くことのできないライフラインであり、水道事業者は、平時はもとより地震等の災害時においても、飲料水等生活に必要な最低限の水を供給することが求められている。</p> <p>こうした中、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、水道施設にも甚大な被害が発生し、断水が広域的かつ長期化したことを受け、水道施設の耐震化の必要性が改めて注目されているところであり、基幹管路はもとより、重要給水施設につながる管路の耐震化が喫緊の課題となっている。</p> <p>また、近年、気象災害が激甚化・頻発化しており、浸水対策等の備えも必要となっている。</p> <p>しかし、こうした災害対策には多額の事業費が必要となり、水道料金収入の減収が見込まれる中でこれらの事業を着実に推進していくためには、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。</p> <p>よって、将来にわたって水道の安定供給を持続していくため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 防災・安全交付金（水道管路耐震化等推進事業、緊急時給水拠点確保等事業）の交付率の大幅な引上げ及び要件を緩和すること。</p> <p>(2) 水道施設整備費（水道施設機能維持整備費）の補助率を引き上げること。</p> <p>(3) 地方公営企業繰出制度において、水道管路耐震化事業に関する一般会計からの繰出基準を緩和するとともに、耐用年数を超過した浄水場等の更新事業を対象にすること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
3	<p>水道事業の広域化に対する財政支援について (島根県支部・香川県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>将来における水需要の減少に伴い水道料金収入が減少傾向で推移すると見込まれる一方、水道施設は経年劣化による老朽化の顕著化や災害の頻発化により、更新・耐震化需要の増大が見込まれる。</p> <p>こうした中、現在の安定した給水サービスを維持していくためには、一層の経営効率化を図る必要があり、広域化についても検討していく必要がある。</p> <p>令和元年10月に施行された改正水道法には、国の責務として水道の広域化を含めた基盤強化を推進させるとともに財政的な援助を行うこと等が明確化されているが、現行の「水道事業運営基盤強化推進事業」における広域化に係る採択要件は、「市域を越えた3事業体以上」と限定されている。</p> <p>また、広域施設整備については、多額の費用と長い年月を要するものであることから、持続可能な事業運営が可能となるよう国からの財政支援が不可欠である。</p> <p>よって、水道事業における広域化のより一層の推進を図るため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 防災・安全交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）について、段階的な広域化が可能となるよう、2事業体間における事業も交付金の対象とする要件緩和を図るとともに交付率の嵩上げを行うこと。</p> <p>(2) 交付対象事業の企業債元利償還金に対する繰出基準を創設すること。</p> <p>(3) 広域化関連事業に関する国の支援は継続的かつ安定的なものとする こと。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
4	<p>ダム改良事業に対する利水事業者への補助の創設について (鳥取県支部・島根県支部・愛媛県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>近年、激甚化する自然災害に対し、治水機能強化を図るため、多目的ダムのダム改良事業費については大幅に増加している状況であり、その事業費は国及び都道府県の治水事業者のほか、利水事業者も負担率に応じて一部を負担している。</p> <p>そのような中、国の治水事業者は国費負担、都道府県の治水事業者には負担の一部が国の補助対象となるものの、利水事業者の負担金については、国からの財政支援を全く受けられない状況であり、高額な費用負担を強いられ、事業を圧迫している。</p> <p>水道水の需要は、節水意識の定着や各種節水機器の普及、大口需要家の専用水道への切替えなどから減少傾向にある一方で、高度経済成長期の急速な水需要に対処するために建設された水道施設の大量更新に迫られ、水道事業体は多額の事業費を必要としている。</p> <p>よって、今後も健全な水道事業を運営し、清浄にして豊富低廉な水を安定して供給するため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) ダム改良事業に対する利水事業者への補助制度を早急に創設すること。</p> <p>(2) ダム改良事業のうち、治水機能強化に係る事業の費用は治水事業者が負担すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
5	<p>簡易水道事業統合後の水道事業に対する財政支援について (鳥取県支部・島根県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>簡易水道事業は、経営基盤が脆弱で独立採算が困難であるため、国の方針に基づき、上水道への統合を行っているが、統合後も引き続き施設整備や老朽施設の更新などを推進していく必要があることから、水道事業経営にとって大きな負担となっている。</p> <p>よって、簡易水道と上水道を統合した後も安定した事業運営を継続するため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 上水道と統合した旧簡易水道施設等について、水道施設整備費（生活基盤近代化事業）の補助率を大幅に引き上げるとともに、施設間距離の要件を撤廃するなど補助対象事業を拡充すること。</p> <p>(2) 上水道事業と統合した統合前の旧簡易水道事業債の元利償還金繰出金に係る交付税措置について、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること。</p> <p>(3) 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債の元利償還金の2分の1が公営企業繰出金の対象となっているが、この繰出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり、設置自治体の財政負担の増大が懸念されることから、負担軽減のための更なる制度改善を行うこと。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
6	<p>水道事業における電気料金に係る財政支援について (広島県支部・岡山県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>水道事業は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、安定的に事業を運営していく必要がある。一方で、導・送・配水施設におけるポンプの使用や浄水処理等の過程において多大な電力を要することから、エネルギー価格の影響を受けやすい事業形態となっている。</p> <p>昨今のエネルギー価格の急騰が水道事業経営に及ぼす影響は極めて大きく、高効率機器の導入や効率的な水運用など省エネルギーに努めているが、水道事業者の自助努力にはおのずと限界があると考えられる。</p> <p>国の支援である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は令和6年5月使用分までとされ、令和5年4月に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金」の活用について発出されたが、各都市の判断に委ねるもので、水道事業に確実に割当がなされるものではない。</p> <p>よって、今後も諸物価が高騰する中で市民生活や地域経済を守るためには、国からの更なる財政支援も重要となることから、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 電気料金の状況を踏まえ、国の支援を継続するとともに、更なる拡充をすること。</p> <p>(2) 水道事業者が電力事業者等と契約している全ての契約（特別高圧等）を支援策の対象とすること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
7	<p>水道施設の更新・再構築事業に対する財政支援について (岡山県支部・鳥取県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>日常生活に欠くことのできないライフラインの一つである水道事業は、これまで増加する水需要に対し、安心・安全な水を安定して供給するために施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきたが、これらの多くの施設が更新時期を迎えている。</p> <p>更新・再構築に当たっては、人口減少や節水機器の普及による水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化、地震等の自然災害に対する強靱な水道施設の整備、病原微生物・有機化学物質等の新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備など、緊急かつ重要な課題が山積している。これらへの対応を踏まえた更新・再構築事業は、莫大な事業費を要する一方で、直接水道料金収入の増加につながらないため、事業の実施は極めて困難な状況にある。</p> <p>よって、将来にわたって水道の安定供給を持続していくため、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 施設更新・再構築事業等の計画策定及び施工に対する財政支援制度を創設すること。</p> <p>(2) 管路整備による施設の統廃合及び廃止施設の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
8	<p data-bbox="300 338 1257 421">地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について (島根県支部)</p> <p data-bbox="316 439 427 472">(理 由)</p> <p data-bbox="272 488 1235 667">近年、水使用の合理化・経済性の観点から、一部の民間企業等が、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、水道水を地下水のバックアップ用として使用する専用水道を設置するケースが急速に拡大している。</p> <p data-bbox="272 683 1235 862">このような専用水道への移行は、地下水等の膜処理水と水道水の混合給水における水質管理の実態が不明瞭であること、また、使用時に停滞水が専用水道に混入する危険性があること等、衛生上の観点からも看過できない状況にある。</p> <p data-bbox="272 878 1235 1057">こうした地下水等の利用拡大が地盤沈下など、環境に与える影響も懸念される場所であり、併せて、地下水が一部の民間企業や特定需要者の利益のために利用されることは、住民の共有財産である地下水の利用の観点から公平性を欠くものである。</p> <p data-bbox="272 1072 1235 1207">また、地下水の水質監視等に要する費用が地域自治体等の公費で賄われていることから、これらの費用の一部について地下水利用者に負担させることや、適切な公的管理を行っていくことも必要であると考えます。</p> <p data-bbox="272 1223 1235 1357">さらに、地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。</p> <p data-bbox="300 1373 879 1406">よって、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p data-bbox="300 1462 1235 1597">(1) 地下水利用の実態を正確に把握し、水質管理の徹底も含め、立入検査など適切かつ迅速な行政指導を行うことができる指針等について明示すること。</p> <p data-bbox="300 1635 1235 1814">(2) 地下水保全も含めた健全な水環境、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図ること。</p> <p data-bbox="300 1852 1235 1942">(3) 専用水道の設置者及びその利用者に対し一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策を検討すること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
9	<p>塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル(P C B)廃棄物の処理等について</p> <p style="text-align: right;">(島根県支部)</p> <p>(理 由)</p> <p>塗膜に含まれる低濃度P C B廃棄物については、環境省の「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領(第3版)」に基づき調査を実施しているが、塗料の製造年及び種類のみでP C B含有の有無を判断していることから、今後、低濃度P C Bが検出される施設が特別措置法により政令で定める期間(令和9年3月31日)以降にも発見される可能性がある。</p> <p>また、塗膜調査を実施した施設より低濃度P C Bが検出された場合、塗膜除去を確実かつ適正に行う必要があり、処理費用も高額となることから財政支援が必要である。</p> <p>よって、次の事項を国に対して強く要望する。</p> <p>(1) 塗膜に含まれる低濃度P C B廃棄物については、その処分期限を延長すること。</p> <p>(2) 塗膜に含まれる低濃度P C B廃棄物の処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理対象塗料(膜)の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、塗膜除去に係る工事費、P C B含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること。</p>	

番号	提 出 問 題	備 考
10	<p data-bbox="300 338 783 371">管路施設の耐用年数の見直しについて</p> <p data-bbox="1091 387 1259 421">(島根県支部)</p> <p data-bbox="316 436 427 470">(理 由)</p> <p data-bbox="272 486 1235 712"> 管路施設の老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。更新に伴い布設する管路施設については、耐震性・耐久性に優れた管種を採用している。しかしながら配水管の耐用年数は、現行の地方公営企業法施行規則では、一律40年と規定されていることから、実態に沿わないものとなっている。 </p> <p data-bbox="272 728 1235 1059"> 一方、公共事業の施行に伴い、支障となる管路施設に対する補償費の算定に当たり建設費から控除される減耗分を算出する際に用いる耐用年数は、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年用地対策連絡会、最近改正 平成30年3月22日）において、標準耐用年数として管種ごとに50年から80年と定められており、概ね実態に即したものとなっている。 </p> <p data-bbox="272 1075 1235 1207"> 耐用年数は、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費に関係しており、特に経営基盤の脆弱な小規模水道である簡易水道事業にとって水道料金の算定に大きな影響を及ぼすものである。 </p> <p data-bbox="300 1223 879 1256"> よって、次の事項を国に対して強く要望する。 </p> <p data-bbox="300 1319 1235 1547"> (1) 管路施設の耐用年数について、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年用地対策連絡会、最近改正 平成30年3月22日）に定める標準耐用年数を準用するなどにより、実態に沿うものとなるよう早急に見直すこと。 </p>	

番号	提 出 問 題	備 考
11	<p data-bbox="300 338 1259 427"> 渇水により断水の可能性が高い事態における上水道水源の確保について (山口県支部) </p> <p data-bbox="316 448 427 481">(理 由)</p> <p data-bbox="272 499 1235 725"> 近年の気候変動の影響により、大雨の頻度が増える半面、降水の日数は減少しており、渇水のリスクが増大している。水源が枯渇した場合、市民の日常生活が維持できなくなることはもちろん、救急病院等の重要給水施設や介護施設等に対して応急給水ですら困難になるといった重大な事態が考えられる。 </p> <p data-bbox="272 743 1235 875"> 対応策として、第一にダムの建設等による新たな水源の確保が考えられるが、中小規模の水道事業者にとっては、給水人口の減少等による現在の厳しい水道事業財政をさらに圧迫するものとなる。 </p> <p data-bbox="272 893 1235 1070"> 第二に、河川法第53条の2に規定する「渇水時の水利使用の特例」に基づく措置が考えられるが、渇水時には同一の河川において既に河川流量が著しく減少している可能性が高く、この措置を有効に活用できない場合が想定される。 </p> <p data-bbox="272 1088 1235 1314"> これらのことから、渇水時において、時間を要する水利使用の許可の申請（河川法第23条）を簡略化し、水融通や取水が可能となるよう配慮するほか、同一の河川において水利使用の調整が困難な場合には水利権を持っていない別の河川での緊急的な取水を可能とするよう、次の事項を国に対して強く要望する。 </p> <p data-bbox="300 1382 1235 1559"> (1) 極端な気象現象により、深刻な渇水となり断水に至る可能性が高いと見込まれる事態に至った場合、水利権を持っていない河川での緊急的な取水を可能とする河川法の改正、解釈又は運用の明文化をすること。 </p>	